

ステイーベン・N・S・チャン著

『分益小作制の理論』

Steven N. S. Cheung, *The Theory of Share Tenancy*, The University of Chicago Press, 1969, 188 pp.

秋野正勝

本書は次の点から注目値するユニークな業績であると考ええる。まず、第一に土地保有制度 (land tenure system) と資源利用の効率性に関する伝統的見解に理論的に挑戦し、見事に成功している。第二に種々の土地保有形態の共存およびその変革過程を経済学的に説明しようと試みている点である。後者に関する著者の理論展開は未だ部分的で、かつ多くの問題が残されているように思うけれども、その壮大な問題意識と野心的な試みは特筆に値する。

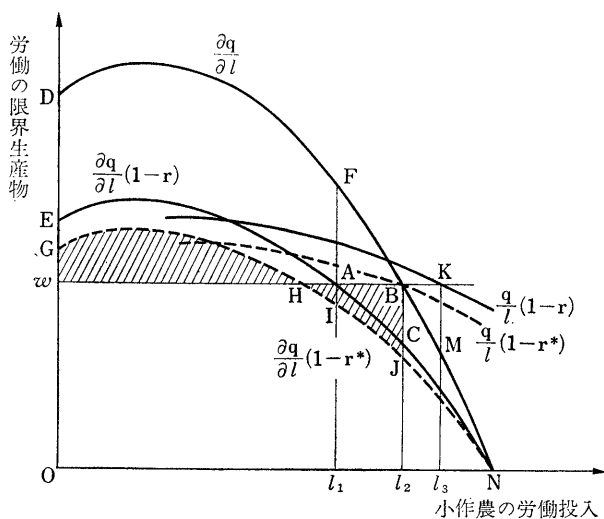
(一)

本書の概要に入る前に土地保有制度と資源利用の効率性に関

する新古典派流の伝統的見解について説明しておく。それは次のように要約できるであろう。端的にいつて分益小作制は定額小作制または自作農制とくらべて、小作農による労働および資本投入を非集約的にし、土地改良投資を抑圧し、新技術の採用を遅らせ、かくして農業生産力の増大を抑制するよう作用するというわけである。この見解は新古典派理論から導き出された論理的演繹として、マーシャル以降の経済学者に広く信憑されてきたことは周知のとおりである。

分益小作制の下では、收穫物のある一定割合 (r) を小作農は地代として地主に支払わなくてはならないから、小作農にとっての純収益極大条件は、地代を差し引いた各投入の限界報酬がその機会費用に等しいことである。この関係はお馴染の労働の限界生産物曲線を描くことによって、容易にみることができよう。

いま簡単化のため生産要素は土地と労働のみとする。さらに小作農は条件によっては農業労働者か農外の賃労働者かに転化することが可能であるとする。図の DN 曲線は一定の土地規模の下での労働の限界生産物曲線であり、 EN 曲線は地代を差し引いた労働の限界生産物曲線をあらわす。 Oa は農業労働の機会費用、すなわち農業賃金である。分益小作制では小作農の生産均衡は A 点で達成され、労働所得は $OEAL$ であり、地主の



地代収入は $EDFA$ になる。それにおいて定額小作制または自作農制では、周知の如く均衡は B 点で達成され、労働所得は $OverBl_2$ 、地代は wDB になる。図から明らかのように分益小作制は労働投入を非集約的にし、非効率な資源配分に導く。以上が分益小作制に関する伝統的な見解にほかならない。

従来から多くの農業経済学者がこの理論的帰結を実証的に検証しようと試みてきた。しかし奇妙なことにその試みは克明かつ周到な分析ほど失敗に帰している。⁽¹⁾つまり、分益小作農は定額小作農や自作農にくらべて決して生産性（土地および労働の生産性でみて）が低位にあるわけでもなく、労働および資本投入において非集約的であるわけでもないのである。ここに理論と事実の重大なギャップが存在する。

さらに留意すべきは、他の条件を一定とすれば分益小作制の地代収入は定額小作制のそれより低からざるを得ないということである。明らかにこの場合地主は分益から定額へ移行することによって自からの収入を高めることができるであろう。にもかかわらず何故地主は分益小作制を維持しつづけるのであろうか。不思議なことにこの点に関する考察は殆どなされてこなかったように思う。小作制度の種々の形態は長期間にわたって歴史的に形成された一種の慣行であり、それは経済学的分析の領域を超えるものであるとみなされてきたからであろう。

(二)

本書においてチャンは既述の伝統的な見解に理論的に挑戦し、さらに種々の土地保有形態の共存、その変革過程を経済学的に説明しようとしている。まず、土地保有制度と資源利用の効率

性に関する著者の理論を簡単に紹介しよう。

自由な土地市場と私的所有財産権の確立を前提とすれば、地主は所有地から獲得しうる所得機会を最大限に活用して、土地所得を極大化しようとする行動すると想定することは合理的であろう。もし地主が分益小作契約で土地を貸し付けるとすれば、その地代収入は均衡において他の代替的な所得機会の収入に等しくならなくてはならない筈である。一方、小作農の労働所得も小作農間の競争を通じて、均衡において農業賃金収入にちょうど等しくなくてはならない。

さて再びグラフをみて頂きたい。伝統的見解においては分益小作制の生産均衡はA点で、小作農の労働投入は l_1 であった。しかしながらA点は明らかに地主の土地所得極大条件を満たしていないだけでなく、小作農間の競争条件にも一致していない。ではいかにして分益小作制の下でこの二つの条件が同時に成立しうるであろうか。チャンは分益小作契約を次のように定義することによってこの問題に接近している。分益小作契約は単に収穫物の一定割合を地代とする土地賃貸関係を指すだけではない。さらにそれは地主にとっては土地所得を、小作農にとっては労働所得を、それぞれの機会費用に均等ならしめるよう双方が相互に小作経営の諸決定に参与し合うことを契約内容としている。小作農はかかる小作契約を受け入れるかどうかは自由

であるが、経営の諸決定については完全に自由ではないのである。

いま、図における l_2 の小作労働投入が、地代率 r のもとで双方の契約上の合意を得たとしよう。そのとき地主の地代収入はEDBCであり、小作農の労働所得はOEC₂である。wEAがABCより大きい限り、地代収入は定額のそれ(wDB)より低く、労働所得は賃金収入(OwB₁)より高いであろう。この場合、地主は小作農間の競争を通じて r より高い r^* の地代率の下でも小作農を見出すことが可能である。点線の曲線で示される新しい地代率ではちょうどwGHがHBJに等しく、かくしてB点で次の関係が成立する。

$$2q/l_2 = w = (q/l_1)(1-r^*)$$

ここに、地主の土地所得極大と小作農間の競争条件を同時に満たす均衡地代率が存在し、分益制、定額制および自作農制、いづれにおいても資源利用の効率性はなら異なることとなる。

私的所有財産権の確立を前提とすると、いかに土地保有形態が異なっても、結局のところ同じ資源配分に帰着するのである。伝統的見解は事実と不斉合であるのみならず、理論的にも誤謬を犯している。

では、同じ競争条件の下で何故種々の土地保有形態が選択さ

れるのであろうか。著者は、ハーシュライファー流の選択理論 (Choice-Theoretic Approaches) を援用してこの問題にアプローチしている。種々の土地保有形態は同一の資源配分に帰着するとしても、現実には危険と契約履行の取引費用が存在し、これらの条件如何によって特定の土地保有形態が有利に選択される可能性がある。一般に分益小作契約は定額にくらべて取引費用が高くつく。地主は適切な地代収入を獲得するために絶えず小作経営を監視しなければならないから、それは当然であろう。ではなぜ分益小作契約が選択されるのであろうか。それは危険の程度にかかわっている。

定額制は小作農に危険負担の多くを課するのに対して、分益制は双方に危険を分散させる。個々人は同一の期待所得の下でより低い分散を 선호するといういわゆる危険回避行動を仮定すれば、危険に冒される程度が大きい場合にはたとえ取引費用が高くても分益制が地主、小作農双方によって選択される可能性があるであろう。台湾の事例によると、麦作地帯に分益制が支配的で、稲作地帯では定額制が多いのが観察される。これは麦生産が天候によって年々著しく変動し、不安定であり、かくして危険分散が強く選好されることによると著者は説明している。要は取引費用と危険の程度如何によって土地保有形態の選択が決定されるというのが著者の主張にはかならない。

以上が本書の前半部分の概要である。後半部分において戦後の台湾の農地改革の評価をめぐって克明な分析がなされ、著者の理論の実証的検証が試みられている。農地改革の第一段階として一九四九年に農地貸付に関する一連の制限が公布された。とくに地代率に上限を設定し、收穫物の五六・八%の平均地代率を三七・五%という低い水準に上限を法的に強制したことは重要である。次いで一九五一一五三年に自作農創設を目的として公共地の払い下げが実施された。さらに一九五三年一月に三ヘクタール以上の土地所有が禁止され、三ヘクタールを超える部分の土地は政府によって強制的に買収された。

これらの農地改革が資源利用の効率性にいかに影響を及ぼしたであろうか。著者の分析は未だ農地改革の全般的な考察に至ってはいないけれども、地代率の上限制限と資源利用の効率性に関する考察は興味深いものがある。伝統的見解によれば、高地代率の制限は当初において非効率であつた分益小作農の資源利用をより効率的にし、投資能力を増進し、農業生産性の上昇に導くと期待される。しかし著者の分析によれば、それは逆に当初において効率的であつた資源利用を非効率的にせしめたと指摘されている。すなわち、農地改革自体は農業生産力の増大には殆ど貢献するところがなかったものであり、その重要な役割は分配面にあつたと示唆されている。⁽²⁾

(三)

しかしながら、チャンの理論的考察は未だ著しく部分的で、到底一般的妥当性を主張しえないだろうと批者は考える。先ず、第一に分益小作制の彼の理論は彼自身全く認識していないように思われるが、地主の独占的な土地市場を前提として始めて成立するのである。地主は小作農間の競争を制約条件として地比率および小作経営の規模を決定し、土地所得極大化を図るという理論シエーマは、まさに地主の独占が土地市場で存在して始めて成立する議論である。多数の地主と小作農からなる競争的な土地市場を想定すれば、彼の理論は若干修正されなければならないであろう。⁽³⁾

第二に土地保有形態の選択に関する分析は、理論的にも実証的にも未熟な段階にとどまっている。私見によれば、土地保有形態の選択は、規模の経済性と密接に関連していると判断される。リチャード・H・ディのミシシッピ・デルタ地帯におけるリカーシブ・プログラミング分析はこの点に関して極めて示唆的である。⁽⁴⁾この地帯は一九三〇年代において分益小作制が支配的であったが、一九四〇年代にそれは徐々に減少し、一九五〇年代にいたってまさにドラスティックに消滅してしまう。それに対して大規模家族経営の比重が急速に増大する。この分益

小作農の消滅過程を機械化の進展との関連で克明に分析している。チャンの分析で規模の経済性について全く考慮が払われていないのはなんとも理解し難い。

最後に、新古典派流の分析においてしばしばみられる歴史的考察の欠落は、土地保有形態の選択あるいは変革過程の解明にとって致命的であることを指摘しておかなくてはならない。存在するものはなんらかの意味で合理的である。しかしその合理性を究明することのみに分析を限定するならば、それがいかにして存在するに至ったかは問われないこととなる。その形成過程を等閑視して合理性の解明は可能なのであるのか。

わが国においても分益小作制は主として青森、岩手の山間部に存在していた。チャンの理論が示唆するように、劣悪な自然条件が分益小作制を生ぜしめ存続させた重要な要因の一つであることは疑問の余地がないであろう。しかしより基本的な要因は青森、岩手において名子地頭経営が支配的であったことに求められなくてはならない。貨幣経済の浸透、一般的な労賃の騰貴にともなう名子の労働機会の増大は地頭の手作地を小作地へと次第に転化せしめていった。親方の経営参加、子方の賦役残存との結合を特徴とする「わが国の分益小作」の形成過程はかかる名子地頭経営と関連づけて始めて理解可能となる。⁽⁵⁾

ともあれ、土地保有形態は農村の社会構造と不可分離の関係

にあり、その変革過程の解明には単に新古典派流の機能的分析にとどまらず、より広い視野からの分析によってそれは補充されなくてはならないであろう。

注(一) 例え、D. Gale Johnson, "Resource Allocation under Share Contracts," *Journal of Political Economy*, April, 1950, J. O. Bray, "Farm Tenancy and Productivity in Agriculture: The Case of the United States," *Food Research Institute Studies*, 1963, V. W. Ruttan, "Tenure and Productivity of Philippine Rice Producing Farms," *Philippine Economic Journal*, Vol. V, No. 1, 1966 を参照せよ。

(2) 川野重任氏はわが国の農地改革の評價に際して同様な結論を導き出している(川野重任・加藤讓編『日本農業と経済成長』、東大出版会、一九七〇年)。

(3) 興味がある人は本書のあとで P. K. Bardhan and T. N. Srinivasan, "Cropsharing Tenancy in Agriculture: A Theoretical and Empirical Analysis," *American Economic Review*, March, 1971 を読むべきであろう。

(4) Ricard H. Day, "The Economics of Technological Change and The Demise of The Sharecropper," *American Economic Review*, June, 1967.

(5) 小池基之『日本農業構造論』(時潮社、昭和一九年)において、わが国の小作慣行について克明な分析が展開されている。